

## 防衛医科大学校達第4号

防衛医科大学校における臨床教育教授の称号付与に関する達を次のように定める。

平成23年8月11日

防衛医科大学校長 早川正道

### 防衛医科大学校における臨床教育教授の称号付与に関する達

改正 令和3年2月26日達第1号  
令和5年6月30日達第3号

(目的)

**第1条** この達は、教授に相当する優れた者に対し付与する称号に関し必要な事項を定め、もって防衛医科大学校における医学科学生の臨床実習、初任実務研修、専門研修及び医学研究科学生の臨床研修に関する教育訓練（以下、「臨床教育」という。）の向上を図ることを目的とする。

(称号)

**第2条** 称号の名称は、臨床教育教授とする。

2 臨床教育教授は、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則（昭和29年総理府令第39号）第16条の29に規定する教授への補職にあたりないものとする。また、称号の付与によっても、給与等の人事上の処遇は変わらないものとする。

(称号付与の対象者)

**第3条** 臨床教育に携わる者で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 防衛医科大学校准教授
- (2) 防衛医科大学校講師である自衛隊の医官（医師である自衛官をいう。第4号において同じ。）
- (3) 防衛医科大学校の非常勤職員で、その勤務が継続して3年以上ある者
- (4) 防衛医科大学校が行う臨床実習及び臨床研修の指導に協力する部外の医療機関及び自衛隊の病院に所属する医師（自衛隊の医官を含む。）

(選考基準)

**第4条** 対象者のうち、次の各号の一に該当し、臨床教育上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 臨床教育分野について、特に優れた知識、技能及び経験を有する者

(称号付与等)

**第5条** 称号は、教授会の議及び別に定める委員会の資格審査を経て防衛医科大学校長が付与する。

なお、その交付事務は医学教育研修センター事務部において行うものとする。

(称号を付与する期間)

**第6条** 称号を付与する期間は、臨床教育に携わる期間とする。ただし、称号にふさわしくない行為等を確認した場合は、取り消すことができるものものとする。

(本人への通知)

**第7条** 臨床教育教授の称号の付与は、別紙様式による文書を交付して行うものとする。

(雑則)

**第8条** この達の定めるもののほか、臨床教育教授の称号付与に関し必要な事項については、別に定める。

**附 則**

この達は、平成23年8月11日から施行する。

**附 則**

この達は、令和3年2月26日から施行する。

**附 則**

この達は、令和5年7月1日から施行する。

臨床教育教授称号付与通知書

(第 号)

(所属・官職)

(氏名)

あなたは、臨床教育教授の資格を認められましたので、臨床教育教授の称号を付与します。

令和 年 月 日

(称号付与権者)

防衛医科大学校長